資料　4

教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証組織の設置について（案）

１　経緯

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（平成２８年３月３１日付通知）により、重大事故についての分析と、必要な再発防止策を検討するための検証組織を自治体に設けることとされた。

２　国通知における検証組織の概要

（１）検証組織

外部の委員で構成する検証委員会を設置

（２）検証の対象範囲

死亡事故、死亡事故以外の重大事故のうち、市が検証必要と判断した事例

対象施設：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

（３）検証委員の構成

教育・保育施設等における重大事故の再発防止の知見のある有識者

例：学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者、栄養士（誤嚥等の場合）　など

（４）報告等

検証委員会は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、市長に報告。

市長は、報告を踏まえ、必要に応じ関係者に対し指導を行う。

３　検証委員会の組織

（１）検証委員会の位置づけ

<u>社会福祉審議会児童福祉専門分科会</u>の下部組織として設置

（千葉市社会福祉審議会条例の改正）

（２）設置時期（予定）

平成３０年４月（実際の開催は、検証対象事例が発生した場合のみ）

【参考】

設置済み他政令市の状況

社福審（児福審）　所掌	子ども・子育て会議　所掌
<u>札幌市(28.5月)</u>　仙台市(29.4月)　さいたま市(29.3月) 横浜市(28.11月)　川崎市(既存部会で対応) <u>福岡市(28.12月)</u>　熊本市（予定）　【千葉県(28.12月)】	大阪市(28.6月)

※　下線　社福審（児福審）が、子ども子育て会議の機能を有する